

島根大学汽水域研究センター管理運営委員会規則

(平成20年島大規則第6号)

(平成20年2月26日制定)

[平成21年3月17日一部改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、島根大学汽水域研究センター規則(平成16年島大規則第134号)第12条第2項の規定に基づき、島根大学汽水域研究センター管理運営委員会(以下「管理運営委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 管理運営委員会は、島根大学汽水域研究センター(以下「センター」という。)に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 管理運営の基本方針に関すること。
- 二 研究計画に関すること。
- 三 センター長及び副センター長の推薦に関すること。
- 四 教員の人事(資格審査を含む。)に関すること。
- 五 予算及び決算に関すること。
- 六 その他センターの管理運営に関すること。

(組織)

第3条 管理運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 センター長
 - 二 各学部教員 各2名
 - 三 センターの専任教員
- 2 前項第2号の各学部教員各2名のうち、少なくとも1名は教授とする。
- 3 第1項第2号の委員は、学部長の申し出に基づき、学長が任命する。
- 4 第1項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 管理運営委員会に委員長を置き、委員長はセンター長をもって充てる。

(会議)

第4条 管理運営委員会は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 管理運営委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 管理運営委員会が必要と認めたときは、管理運営委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 管理運営委員会の事務は、学術国際部研究協力課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 島根大学汽水域研究センター管理委員会規則(平成16年島大規則第135号)及び島根大学汽水域研究センター運営委員会規則(平成16年島大規則第136号)は廃止する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。